

徳島県告示第四百十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年六月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの 廃止の届出	廃止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
株式会社徳島共和 薬品	徳島市丈六町西高木六四番 地一	トマト調剤薬局池田 店	三好市池田町シマ八五二丁 一	居宅療養管理 指導	令和四年五月 九日
				種 類	令和四年四月 三十日
				の受理日	年月日